

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料
平成18年6月30日
環境創造局
環境科学研究所監視センター
担当課長 鈴木耕三 671-3445
交通環境対策課
課長 山田二郎 671-3825

平成17年度の交通騒音等の環境状況について

このたび、平成17年度の交通騒音・振動の測定結果がまとまりましたので、その概要についてお知らせいたします。

1. 道路の騒音・振動 (資料：1～5ページ)

騒音の定点測定は24地点、調査依頼による測定は騒音を21地点、振動を22地点で行いました。

また、幹線道路沿道の騒音状況を広域的に把握する面的評価調査（道路端から50mの範囲にある住宅等の受ける騒音レベルを、実測値を基に減衰式を用いて算出し、環境基準に適合する住宅等の割合を算出するもの）を15路線について行いました。

○ 騒音の環境基準^(*)には、定点では10地点、市民からの調査依頼地点では11地点で適合していました。

定点のうち、昼間・夜間とも環境基準に不適合であった地点数は、平成12年度には17地点であったものが、13年度には11地点、14年度には9地点、15年度には6地点、16年度には7地点、17年度には7地点になるなど、全般的に減少しています。

面的評価調査については、17年度には首都高速狩場線、国道16号、横浜生田線等の延べ135kmについて実施しました。

その結果では、昼間・夜間ともに環境基準に適合した割合は73%でした。

○ 振動については、22地点すべてが要請限度^(*)以下となりました。

2. 鉄道の騒音・振動 (資料：6～7ページ)

新幹線の定点測定は、24地点で行いました。

○ 騒音については、13地点（54%）が環境基準に適合しました。

長期的には改善しています。

- 振動については、全地点で環境省指針^(*3)に適合しました。
長期的には改善しています。

3 航空機騒音 (資料：7ページ)

厚木基地に離発着する航空機の騒音の影響を把握するため、市内の3地点(緑区長津田小学校、瀬谷区相沢小学校、泉区東中田小学校)で常時測定しています。

- 航空機騒音の環境基準値である70WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)に対し、3地点の最高値でも60WECPNLであり、基準値を下まわりました。

※ 航空機騒音に係る環境基準は、70WECPNL

(飛行場に近接する大和市、海老名市、綾瀬市等、神奈川県知事が指定する地域に適用される基準であり、本市域には適用されません。)

- 経年的にはほぼ同レベルで推移しています。

(*1) 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

環境基本法に基づき、道路、新幹線、航空機の騒音について定められている。

(8～9ページ参照)

(*2) 要請限度：周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市長が公安委員会や道路管理者に要請できる限度。

(*3) 環境省指針：環境保全上緊急を要する新幹線の振動対策についての当面の指針。

(連絡先)	監視センター担当課長	鈴木 671-3445
	交通環境対策課長	山田 671-3825

資料

平成17年度 交通騒音・振動の状況について

横浜市では、道路沿道、鉄道沿線での定点測定や市民からの調査依頼による測定、また、航空機騒音の常時測定も継続的に行っています。

平成17年度の測定結果は、次のとおりです。

1 道路交通騒音・振動

・騒音調査

毎年継続的に市内の国道や高速道路等の幹線道路沿道の24地点で測定を行っている定点調査と、市民からの調査依頼による測定を21地点、合計45地点で行いました。

定点調査の結果では、昼間及び夜間ともに環境基準に適合した地点が10地点（42％）でした。

調査依頼による結果では、昼間及び夜間ともに環境基準に適合した地点が11地点（52％）でした。

また、面的評価（道路端から50mまでの範囲にある住居等の受ける騒音レベルを実測値を基に減衰式を用いて算出し、環境基準に適合する戸数及びその割合を求めるもの）は、首都高速狩場線、国道16号、横浜生田線等15路線延べ135kmについて行いました。さらに近接空間（評価範囲のうち、道路端より20mまでの範囲、ただし車線数が2車線の場合は15m）についても同様な評価を行いました。

面的評価の結果では、昼間及び夜間ともに環境基準に適合した割合は73％でした。また、近接空間での昼間及び夜間ともに適合した割合は64％でした。

・振動調査

調査依頼による測定を22地点で行いましたが、要請限度を超えた地点はありませんでした。

表一 1 (1) 定 点 測 定 場 所 に お け る 道 路 交 通 騒 音 測 定 結 果 (平 成 1 7 年 度)

測 定 場 所	用 途 地 域	道 路 名 称	測 定 結 果 dB(A)		区 分 ※
			(L _{Aeq})		
			昼 間	夜 間	
1 鶴見区生麦	商 業	国道15号	72	72	C
2 旭区都岡町	二種住居	国道16号	68	65	A
3 青葉区しらとり台	準住居	国道246号	70	69	B
4 保土ヶ谷区峰岡町	一種住居	横浜新道	52	48	A
5 港南区日野	準 工	横浜鎌倉線	66	63	A
6 緑区十日市場町	一種住居	東名高速道路	61	61	A
7 南区南太田	一種住居	首都高一狩場線	58	54	A
8 磯子区滝頭	近隣商業	国道16号	71	68	B
9 金沢区大道	近隣商業	原宿六浦線	71	70	B
10 中区新山下	準 工	山下本牧磯子線	69	66	B
11 神奈川区羽沢町	無 指 定	第三京浜	69	65	A
12 神奈川区三ツ沢中町	近隣商業	国道1号	69	67	B
13 戸塚区品濃町	準住居	横浜新道	74	71	C
14 保土ヶ谷区新桜ヶ丘	一種住居	保土ヶ谷バイパス	67	66	B
15 磯子区峰町	無 指 定	横浜横須賀道路	71	66	B
16 港北区樽町	近隣商業	東京丸子横浜線	69	68	B
17 都筑区川和町	近隣商業	横浜上麻生線	67	63	A
18 瀬谷区瀬谷	二種住居	横浜厚木線	69	66	B
19 泉区中田北	準住居	横浜伊勢原線	64	63	A
20 鶴見区生麦	商 業	国道15号	69	67	B
21 鶴見区下末吉	準 工	国道1号	71	69	B
22 旭区矢指町	無 指 定	丸子中山茅ヶ崎線	72	70	B
23 金沢区能見台	一種中高	横横道路金沢支線	57	52	A
24 都筑区平台	準 工	新横浜元石川線	69	64	A

※ 区分 A : 環境基準以下の地点
 B : 環境基準を超えるが要請限度以下の地点
 C : 要請限度を超える地点

表一 1 (2) 定 点 に お け る 道 路 交 通 騒 音 環 境 基 準 適 合 地 点 数 の 経 年 変 化

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
測定地点数	23	24	24	25	24	24	24	24	24
昼夜とも適合	3	5	5	6	8	10	8	8	10
昼間または夜間のいずれかが適合	4	3	3	2	5	5	10	9	7
昼夜間とも不適合	16	16	16	17	11	9	6	7	7

表-1 (3) - 1 面的評価結果 (全体)

(平成17年度)

路線名	評価 道路長 (km)	住居等 戸数	昼間夜間とも 環境基準適合		昼間 環境基準適合		夜間 環境基準適合	
			適合戸数	適合率	適合戸数	適合率	適合戸数	適合率
首都高速狩場線	8.7	4,881	4,440	91.0	4,695	96.2	4,440	91.0
国道16号(横横)	20.7	7,630	7,412	97.1	7,485	98.1	7,412	97.1
国道133号	1.4	406	118	29.1	356	87.7	118	29.1
横浜生田線	20.2	8,302	5,508	66.3	7,257	87.4	5,511	66.4
横浜伊勢原線	14.2	7,970	6,538	82.0	7,539	94.6	6,551	82.2
原宿六浦線	12.7	3,483	1,920	55.1	2,899	83.2	1,920	55.1
横浜厚木線	8.1	4,352	2,146	49.3	3,589	82.5	2,146	49.3
青砥上星川線	7.1	4,025	3,100	77.0	3,395	84.3	3,100	77.0
真光寺長津田線	5.7	1,488	1,182	79.4	1,337	89.9	1,182	79.4
金沢逗子線	2.4	1,048	884	84.4	1,040	99.2	884	84.4
田谷藤沢線	0.7	143	114	79.7	127	88.8	114	79.7
瀬谷柏尾線	13.0	4,323	3,286	76.0	3,636	84.1	3,286	76.0
阿久和鎌倉線	9.6	1,859	1,322	71.1	1,645	88.5	1,322	71.1
菖蒲沢戸塚線	1.2	174	124	71.3	143	82.2	124	71.3
新横浜元石川線	9.5	3,316	792	23.9	1,422	42.9	792	23.9
合計	135.2	53,400	38,886	72.8	46,565	87.2	38,902	72.8

表-1 (3) - 2 面的評価結果 (近接空間)

(平成17年度)

路線名	評価 道路長 (km)	住居等 戸数	昼間夜間とも 環境基準適合		昼間 環境基準適合		夜間 環境基準適合	
			適合戸数	適合率	適合戸数	適合率	適合戸数	適合率
首都高速狩場線	8.7	987	827	84.6	920	94.1	827	84.6
国道16号(横横)	20.7	2,969	2,875	96.8	2,926	98.6	2,875	96.8
国道133号	1.4	212	29	13.7	169	79.7	29	13.7
横浜生田線	20.2	3,581	2,191	61.2	3,102	86.6	2,191	61.2
横浜伊勢原線	14.2	3,515	2,468	70.2	3,262	92.8	2,471	70.3
原宿六浦線	12.7	1,211	392	32.4	889	73.4	392	32.4
横浜厚木線	8.1	1,593	696	43.7	1,309	82.2	696	43.7
青砥上星川線	7.1	1,505	960	63.8	1,162	77.2	960	63.8
真光寺長津田線	5.7	618	510	82.5	544	88.0	510	82.5
金沢逗子線	2.4	415	266	64.1	407	98.1	266	64.1
田谷藤沢線	0.7	40	15	37.5	24	60.0	15	37.5
瀬谷柏尾線	13.0	1,704	1,205	70.7	1,375	80.7	1,205	70.7
阿久和鎌倉線	9.6	768	469	61.1	699	91.0	469	61.1
菖蒲沢戸塚線	1.2	59	26	44.1	39	66.1	26	44.1
新横浜元石川線	9.5	1,551	384	24.8	886	57.1	384	24.8
合計	135.2	20,719	13,313	64.3	17,713	85.5	13,316	64.3

表-2 調査依頼による道路交通騒音測定結果

(平成17年度)

測定場所	用途地域	道路名称	車線数	測定結果 (L _{Aeq}) dB(A)		区分※
				昼間	夜間	
1 青葉区荏田町	一種住居	東名高速道路	6	77	77 †	C
2 " 荏田西2丁目	"	東名高速道路	6	71	70 †	B
3 戸塚区上矢部町	工業地域	横浜新道	4	71	69	B
4 " 名瀬町	一種住居	横浜新道	10	70	69 †	B
5 旭区本宿町	"	保土ヶ谷国道	6	71	71 †	C
6 戸塚区戸塚町	"	国道1号	6	74	72 †	C
7 緑区長津田町	一種中高	国道246号	4	59	58	B
8 "	"	国道246号	4	64	64	B
9 神奈川区羽沢町	一種住居	主=環状2号線	7	58	54 †	A
10 "	"	主=環状2号線	6	63	56 †	A
11 保土ヶ谷区川島町	無指定	主=環状2号線	6	63	60	A
12 "	一種低専	主=環状2号線	6	58	55	A
13 "	"	主=環状2号線	6	57	53	A
14 "	"	主=環状2号線	6	56	52	A
15 磯子区森2丁目	近隣商業	主=環状2号線	4	70	67 †	B
16 "	一種住居	主=環状2号線	4	63	60 †	A
17 "	"	主=環状2号線	4	63	61 †	A
18 "	"	主=環状2号線	4	56	52 †	A
19 磯子区杉田7丁目	一種低専	市道	1	63	59	C
20 磯子区森1丁目	商業地域	市道	4	68	63 †	A
21 青葉区美しが丘5丁目	一種低専	市道	2	57	50	A

※ 区分 A : 環境基準以下の地点
 B : 環境基準は超えるが要請限度以下の地点
 C : 要請限度を超える地点

† : 幹線交通を担う道路

* 主= : 主要地方道 (市道)

表-3 調査依頼による道路交通振動測定結果 -昼間-

(平成17年度)

測定場所	用途地域	道路名称	車線数	測定結果 (L ₁₀) dB	区分 ※
1 戸塚区名瀬町	一種住居	横浜新道	10	51	B
2 神奈川区松本町4丁目	近隣商業	国道1号	4	52	B
3 青葉区荏田町	準住居	国道246号	5	47	B
4 鶴見区小野町	工業地域	主-東京大師横浜	6	57	B
5 都筑区佐江戸町	一種住居	主-横浜上麻生 主-丸子中山茅ヶ崎	2 2	54	B
6 瀬谷区下瀬谷3丁目	準住居	主-丸子中山茅ヶ崎	3	42	A
7 神奈川区片倉町5丁目	一種住居	主=鶴見三ツ沢線	2	50	B
8 旭区市沢町	準住居	主=環状2号線	6	50	B
9 磯子区森2丁目	近隣商業	主=環状2号線	4	41	A
10 " "	一種住居	主=環状2号線	4	31	A
11 港北区菊名7丁目	一種住居	主=環状2号線	4	48	B
12 緑区中山町	準住居	県道-青砥上星川	4	50	B
13 " 小山町	無指定	県道-川崎町田	2	56	C
14 神奈川区神之木台	準住居	市道	2	39	A
15 磯子区杉田7丁目	一種低専	市道	1	35	A
16 港北区箕輪町	準住居	市道	4	42	A
17 " 新吉田東1丁目	二種中高	市道	2	45	A
18 青葉区美しが丘5丁目	一種低専	市道	2	37	A
19 " 奈良町	"	市道	2	43	A
20 " 柿の木台	"	市道	2	46	B
21 戸塚区上矢部町	準工業	市道	2	52	B
22 瀬谷区南瀬谷1丁目	一種低専	市道	2	47	B

※ 区分 A: 要請限度より20dB以上下回る地点
 B: 要請限度より10~19dB下回る地点
 C: 要請限度より0~9dB下回る地点

* 主-: 主要地方道(県道) 主=: 主要地方道(市道)

2 鉄道騒音・振動

(1) 新幹線

騒音・振動について、8 測線×3 地点の合計 24 地点で測定を行いました。

- ・騒音：13 地点（54%）で環境基準に適合しました。
- ・振動：24 地点（100%）で環境省指針値（70 デシベル）に適合しました。

表-4 新幹線騒音の環境基準適合状況

軌道からの距離	住居系地域（環境基準 70 dB(A)）			商工業地域（環境基準 75 dB(A)）		
	適合数	不適合数	適合率 (%)	適合数	不適合数	適合率 (%)
12.5m	1	6	14	1	0	100
25 m	3	4	43	1	0	100
50 m	6	1	86	1	0	100
合計	10	11	48	3	0	100

表-5 新幹線振動の指針値（70dB）適合状況

軌道からの距離	適合数	不適合数	適合率 (%)
12.5m	8	0	100
25 m	8	0	100
50 m	8	0	100
合計	24	0	100

表-6 新幹線騒音レベルの経年変化

単位：dB(A)

軌道からの距離	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
12.5m	77	75	76	76	76	77	75	74	74	73	73	74	74	73	75	74	73
25 m	75	73	74	73	73	74	72	72	71	70	71	70	70	70	71	71	70
50 m	70	68	68	68	68	69	67	67	67	65	65	66	65	64	65	65	65

表-7 新幹線振動レベルの経年変化

単位：dB

軌道からの距離	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
12.5m	66	67	66	66	67	67	67	66	66	64	63	64	63	64	63	62	62
25 m	61	62	62	63	63	63	62	63	62	61	60	60	60	60	59	59	60
50 m	58	58	58	58	58	58	57	57	57	57	56	56	55	55	54	53	54

(2) 在来線

在来線については、騒音、振動ともに環境基準等はありません。

- ・騒音：調査依頼等により、15 地点で測定を行いました。その結果は 66～90 dB(A) でした。
- ・振動：調査依頼等により、17 地点で測定を行いました。その結果は 41～67 dB でした。

表－8 在来線の騒音及び振動の測定結果

番号	鉄道名	測定場所	鉄道構造	騒音レベル dB(A)	振動レベル dB
1 *	東海道線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	75	61
2 *	横須賀線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	84	64
3 *	根岸線	中区矢口台	隧道	—	49
4 *	根岸線	中区根岸町	盛土	84	64
5	根岸線	栄区飯島町	鉄桁	75	55
6 *	横浜線	緑区いぶき野	盛土	86	67
7 *	横浜線	緑区十日市場町	平坦	87	—
8	南武線	鶴見区矢向	盛土	—	49
9	貨物線	鶴見区矢向	盛土	—	61
10 *	貨物線	保土ヶ谷区今井町	隧道	—	41
11	京浜急行線	鶴見区生麦	平坦	—	56
12	京浜急行線	神奈川区子安通	平坦	90	65
13	京浜急行線	神奈川区新町	盛土	80	50
14 *	東横線	港北区太尾町	盛土	79	58
15 *	東横線	港北区仲手原	盛土	80	63
16 *	田園都市線	青葉区荏田北	平坦	82	53
17 *	相模鉄道線	旭区東希望ヶ丘	平坦	83	—
18	相模鉄道線	旭区中希望ヶ丘	盛土	84	57
19 *	市営地下鉄線	都筑区茅ヶ崎南	高架	66	51
20	市営地下鉄線	青葉区荏田町	掘割	73	—

* : 測定が上り側で行われたもの

3 航空機騒音

横浜市域は、「航空機騒音に係わる環境基準（70又は75WECPNL）」が適用されませんが、昭和53年5月から厚木基地に離発着する航空機の騒音を把握するため、市内3地点で常時監視を行っています。

平成17年度の測定結果は、58から60WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）です。

また、経年的には、ほぼ同レベルで推移しています。

表－9 航空機騒音の経年変化

(WECPNL)

測定地点	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
緑区長津田小学校	59	60	61	61	61	62	61	61	58	60	60	59	59	60	60	59	59
瀬谷区相沢小学校	59	59	61	60	61	61	61	60	61	61	60	59	59	59	61	61	60
泉区東中田小学校	59	59	61	59	58	59	58	58	58	57	57	58	63	61	59	58	58

○ 道路騒音の環境基準・要請限度及び振動の要請限度

1 騒音の環境基準（道路に面する地域）

(L_{Aeq} : 等価騒音レベル)

地域の区分	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道をいう。

2 騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

(L_{Aeq} : 等価騒音レベル)

地域の区分	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

* 地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
B 地域	b 区域	第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域、無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域、商業地域
		準工業地域、工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第17条第1項の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

3 振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号、振動規制法施行規則別表第2)

	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

* 区域の区分

振動規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、無指定
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第16条第1項の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

○ 新幹線騒音の環境基準及び振動の指針値

1 騒音の環境基準

地域の類型	都市計画法による用途地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	70 dB
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB

2 新幹線鉄道振動の指針値

- (1) 70 dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。